

仙台市児童館の指定管理者候補者の選定経過及び結果について

令和 7 年 3 月 31 日で指定管理者の指定期間が満了となる児童館について、次のとおりその候補となる団体を選定しましたのでお知らせいたします。

1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 別添施設一覧のとおり
- (2) 所在地 別添施設一覧のとおり
- (3) 指定予定期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2 選定までのスケジュール

令和 6 年 8 月 2 日	こども若者局選定委員会開催（募集要項、審査方法を審議）
令和 6 年 8 月 5 日	公益財団法人仙台ひと・まち交流へ申請依頼
令和 6 年 9 月 13 日	申請受付
令和 6 年 10 月 22 日	こども若者局選定委員会開催（書類審査を実施）
令和 6 年 11 月 5 日	こども若者局選定委員会開催（面接及び最終審査を実施）

3 こども若者局選定委員会の構成

委員数 計 4 名 （内訳：民間委員 3 名、市職員委員 1 名）

4 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
- (2) 代表者名 理事長 會田 義克
- (3) 所在地 仙台市青葉区大町二丁目 12 番 1 号

5 非公募理由

児童館の指定管理者については、平成 16 年度から新設児童館を対象に公募を行ってきました。近年の公募においては、現指定管理者のみならず他団体からの応募も見られるようになっていきます。しかしながら、現在非公募となっている児童館運営の受け皿となり得る団体や事業者を一度に確保することは難しい状況にあり、既存の児童館においては、改築にあわせて、公募を実施しているところです。

また、児童館事業の実施にあたっては、利用児童やその保護者との継続的な信頼関係の構築が必要不可欠であることに加え、小学校やその他地域の関係機関・団体などと綿密に連携し、児童一人ひとりの健全な成長を見守る社会的な役割も求められているため、長期にわたる継続性が担保された事業環境の中で安定した事業の実施を促していく必要があります。

以上の理由から、引き続き児童館の適正な管理運営と一定のサービス水準を確保していくために、公募によらず、指定管理者の候補者を選定しました。

6 選定理由

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団は、指定管理者制度が導入される以前から本市児童館の管理運営を担っており、その間に蓄積した運営ノウハウや豊富な経験を持つ人材がいることから、指定管理者の中でも先導的な役割を果たし、安定的な児童館運営に貢献してきました。また、独自に実施する研修には他団体の児童館職員にも受講を促すほか、他団体との職員交流を積極的に実施し、市内児童館全体の職員の資質向上に寄与する取り組みを進めるなど、本市の児童館運営の指標となることが期待される点が評価されました。

また、人材育成においては、恒常的な保育士等の人材不足や勤務時間の不規則さ等により、児童クラブの体制強化のための加配職員等の確保に苦慮している面が見られるも

の、配置基準を満たす人員の確保に加え、館長には専任の職員を配置し、学校長や保育所長の経験者を登用するなど、資質のある人材を広く求め多様性を確保しています。また、職種や経験年数に応じた研修体系を整え、常勤職員から館長まで、職員として求められる水準の確保に努めています。さらに、児童館同士の情報交換会や業務検討会を通じ、運営上の事例や課題を共有し、職員の資質向上を図っている点も評価されました。

さらには、それぞれの児童館において、積極的に地域交流を推進するとともに、小学校、町内会、民生委員児童委員、市民センター等の関係機関と連携した取り組みを進めている他、要支援児への対応として、区保健福祉センターや発達相談支援センター、放課後等デイサービス等と連携しながら、計画的な育成支援に取り組んでいる点も評価されました。

7 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について、令和7年第1回定例会に提出する予定です。当該議案が議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

お問い合わせ先

こども若者局こども若者支援部児童クラブ事業推進課
(電話番号：022-214-8176)